

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一五年一月一六日法律第一四一号)

一、提案理由(平成一五年一月三日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出をされております。政府といたしましては、その内容を検討いたしました結果、勧告どおり実施することが適当であると認めております。一般職の職員の給与に関する法律等について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般職給与法の改正について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしております。

第二に、扶養手当につきましては、配偶者に係る支給月額を一万三千五百円に引き下げることとしております。

第三に、期末手当の支給割合を年間・二五月分、期末特別手当の支給割合を年間・二月分、それぞれ引き下げることとしております。

第四に、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当について、その支給要件を六カ月を超える異動等に限るとともに、その支給期間を異動等の日から二年間に短縮し、さらに二年目についてはその支給割合を異動等の前の八割に減じることとしております。

第五に、通勤手当につきましては、交通機関等利用者に係る手当を、六カ月を超えない期間を単位として一括で支給すること等としております。

このほか、初任給調整手当、住居手当及び非常勤の委員等に支給する手当について、人事院勧告どおり改定することとしております。

次に、任期付研究員法及び任期付職員法の改正について申し上げます。

第一に、任期付研究員及び特定任期付職員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することとしております。

第二に、期末手当について、支給割合を年間・二月分引き下げることとしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定をすることとしております。

……………（略）……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます次第です。

二、衆議院総務委員長報告（平成一五年一月三日）

遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告どおり給与改定を実施しようとするもので、すべての俸給表の俸給月額並びに期末手当及び期末特別手当の支給割合の引き下げ等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

以上の両案は、去る九月二十九日本委員会に付託され、本日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、一括して質疑を行い、討論の後、採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一五年一月一日）

景山俊太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、扶養手当、期末手当等の額の改定を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度の改革の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より一般職職員給与法改正案に反対、特別職職員給与法改正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より両法案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。